

## 京都大学・DAADパートナーシップ・プログラム

DAAD-Kyoto University Partnership Programme towards SDGs 2019-2020

### 応募・実施の際によく寄せられる質問 FAQ

#### 1) プログラムの目的について

Q: 本プログラムの目的に「国連の持続可能な開発目標 (SDGs)」達成に資するような未来につながる国際共同研究ネットワークを構築することを目的とする」とありますが、SDGsとは何でしょうか？

A: 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, SDGs) とは、2001年に策定された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものです。<http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

Q: 本プログラムはSDGs達成に直接結びつく研究課題であることが必須でしょうか？

A: 研究課題がSDGs17ゴールのいずれかのゴールとの関連性を説明できれば、直接的にSDGsゴール達成に結びつくような研究課題でない場合でも応募は可能です。

Q: 若手研究者 (Early Career Researcher: ECR) は、博士課程学位取得中の学生を含み、博士学位取得後5年以内の研究者、とありますが、年齢についての上限はないのでしょうか？

A: 博士課程学位取得中の学生を含み、博士学位取得後5年以内というECRの条件を満たしていれば、本プログラムの派遣対象者について年齢制限は設けておりません。

#### 2) 応募条件・資格について

Q: 若手研究者 (ECR) 自身が応募することは可能ですか？

A: 可能です。公募要領の3. 応募条件②に記載した通り、本プログラムに応募できるのは、京都大学に在籍する資格を有する博士 (後期) 課程学生もしくは研究員、助教、講師、准教授、教授の職の者 (時間雇用、有期雇用、特定有期雇用を含む) です。ただし、派遣対象者であるECRが博士 (後期) 課程学生であって自分自身で応募する場合は、指導教官からの承認も必要です。

Q: ECR条件を満たさない京都大学所属の教員が応募することは可能ですか？

A: 可能です。ただし、研究計画で京都大学からドイツへ派遣する研究者、および/またはドイツの大学・研究機関から京都大学へ派遣される研究者がECRの条件を満たすことが必須です。

Q: Type 1, Type 2, Type 3と3つのタイプがありますが、同一の応募者もしくはECRが複数のタイプを分けて同時に応募することは可能ですか？

A: 応募自体を妨げる規則はございませんが、限られた予算内での公募助成ですので同一応募者・ECRへ重複で採択することは原則的にありません。選考の時点で応募者一覧表をDAAD側と共有し重複応募でないかを確認します。

Q: Type 1で双方向へ派遣する場合、京都大学側とドイツ側で派遣者の人数を揃える必要はありますか？

A: 必要ありません。例えば京都大学から1名派遣でドイツから2名受入れという場合も可能です。

### 3) 応募者・派遣者への支援内容について

Q: 本資金でECRの条件を満たさない研究者（指導教官など）もしくは学生を派遣することはできますか？

A: できません。本資金はECRの派遣旅費もしくは学会・シンポジウム参加登録料のみ使用可能です。

Q: 上限100万円とは京都大学からの派遣分とドイツからの受入れ分も含めた総額の上限ですか？

A: 京都大学からの派遣分についての上限額です。ドイツからの派遣分についてはDAAD規定に基づいて1万ユーロ程度を上限としてDAADから支給されます。

Q: 支給される資金は、一回だけの渡航で全額を使用しなければなりませんか？

A: 認められた予算の範囲内であれば、1回でも、複数回に分けて渡航することも可能です。

Q: どのくらいの期間、ドイツに滞在できますか？

A: 認められた予算の範囲内で可能な期間滞在することができますが、渡航中の滞在費（日当・宿泊費）は京都大学旅費・滞在費規定に従い支給されます。以下は2週間渡航した場合に要する費用の一例ですが、宿泊費は適宜減額申請をすることにより、滞在日程を調整することが可能です。

\*参考例) 航空券代(17万円) + 滞在費: 2週間(約22万円) + 日本・ドイツ国内移動費(3万円) + 学会参加費(3万円) = 合計: 45万円

Q: URAはどのような支援を提供していますか？

A: 採択者の研究のキャリア、ドイツとの交流・連携の段階に応じて、国際的な共同研究ネットワークの拡充をさまざまな形で支援します。

例えば、ドイツとこれからネットワークを形成しようとする段階の研究者には、ドイツの研究機関に関する情報、受入研究者開拓や手続き、ドイツ渡航情報などを提供・アドバイスします。また、欧州拠点（ハイデルベルク）に滞在中のURAが、状況に応じて、ドイツの大学との連携・調整をサポートします。さらに帰国後には、具体的な共同研究の立ち上げや、相互の研究者交流の促進に係る外部資金の情報提供・申請支援、滞在・研究成果の社会への発信等を支援します。これまでのURAによる支援の具体例は、以下のウェブサイトもご参照下さい。

(過去の採択者の報告) <https://www.oc.kyoto-u.ac.jp/exchange/kyoto-daad-reports/>

(京都大学欧州拠点の紹介) <https://www.oc.kyoto-u.ac.jp/overseas-centers/eu/>

### 4) 応募方法・選考について

Q: 申請書類は京都大学側とドイツ側でそれぞれ独立して作成して提出するのですか？

A: いいえ。Type1、Type 2、Type 3に共通のフォーマットである“Detailed description of the project(application form)”に沿って双方で協力して同一の申請書を英語で作成して下さい。そして、京都大学側は学術研究支援室【間:AI DA】担当宛にメールで提出し、ドイツ側はDAADポータルサイト経由で提出してください。もし双方からの同一の申請書の提出が確認できない場合は選考対象から外れます。

Q: ドイツ語で応募できますか？

A: いいえ。京都大学側もドイツ側も、共通の言語である英語を用いて応募して下さい。

Q: 選考はどのようにおこなわれますか？

A: 公募要領の6. に記載した選考手順・評価基準に基づいて、本プログラム運営担当者が総合的に採否を判断します。場合によっては運営担当者による面談を実施することがあります。最終的にD AADが構成する外部選考委員会の議を経て決定します。

## 5) 採択後について

Q: 本プログラムに採択された応募者・派遣者にはどのような義務が課せられますか？

A: 諸規定を遵守のうえ申請書に記載された研究計画に沿って派遣を実施する必要があることはもちろんですが、本プログラム全体の円滑な遂行のため、派遣期間の前後の時期も含めて以下のような活動にもご協力いただきます：

(採択者の義務) 学術研究支援室のURAからの問い合わせや事前の打ち合わせ等の依頼に応じること、帰国後に報告書を提出しウェブ公開に協力すること、派遣期間終了後も国際共同研究ネットワークの発展のためのフォローアップに参加すること。

Q: 申請書に記載した研究計画の内容に対して変更を加える必要が生じた場合はどうすればよいですか？

A: 速やかに学術研究支援室の本プログラム運営担当者【間： AI DA】担当までご連絡下さい。成果を得るために真に必要であれば計画変更が認められます。ただし支給される資金は計画した年度内に執行する必要がありますのでご注意ください。

Q: ドイツ滞在期間中に、ドイツ以外の欧州の国（第三国）への渡航・滞在は可能ですか？

A: 可能です。ただし、ネットワーク構築を望むドイツ側研究者と欧州の第三国において交流を深めることが必要な場合や、採択されたプロジェクトの研究に有益と考えられる場合に限られます。判断に悩まれる場合には、渡航前に【間： AI DA】担当までご相談ください。

例) 第三国で開催される国際会議や研究集会等に、交流を深めたいドイツ側研究者が出席する予定があり、採択者も一緒に参加し研究発表・意見交換を行う。

Q: 希望する期間ドイツに滞在するには、採択された金額では不足しています。本事業の資金と、自身もしくは研究室の他の研究資金を合算して使用し、より長い期間渡航することは可能ですか？

A: 採択者や研究室の他の研究資金と本資金を合算し使用することに差し支えはありません。合算する他の研究資金のルールにも従う必要がありますので、具体的な手続きについては、所属部局の事務・経理担当者にご確認ください。